

平成 15 年度第 2 回 高知県森林環境保全基金運営委員会 議事録

- 1 日 時 平成 15 年 9 月 19 日 (金) 15 時 00 分 ~ 17 時 00 分
- 2 場 所 高知城ホール 2F「やまもも」
- 3 出席者 飯國委員 石川委員 川村委員 下村委員 津野委員 戸梶委員 野島委員 松本委員 山崎委員 (出席者 9 名、欠席者田岡委員 1 名)

4 配付資料

平成 15 年度第 2 回高知県森林環境保全基金運営委員会資料

5 議 題

- (1) 前回の議事について
- (2) 平成 15 年度の事業の進捗状況について
- (3) 平成 16 年度以降の事業内容について
- (4) 森林環境税に係る県民意識調査について

6 議 事

(前回の議事について;保安林を森林環境税による森林環境緊急保全事業の対象としないことについて説明)

宮地木の文化推進室長：保安林は森林の中でも水源かん養、土砂の流出防備といった公益的機能の発揮が必要な森林を農林水産大臣又は県知事が指定する仕組みで、現在 17 種類の保安林があります。県内で現在保安林として指定されている森林面積は約 15 万 4 千ヘクタール、県の全森林面積の約 26%となっています。保安林として指定されると税制上の優遇措置もありますが、反面、公益的な機能を発揮するために、一定の私有権の制限もかかってきます。行為制限として指定施業要件の遵守というものがあります。指定施業要件というのは例えば択抜する場合の基準でいうと伐採後の植栽が義務づけられている場合、択抜率の上限は 40%ということになるし、また間伐をする場合は届け出が必要で、間伐率は 35%が上限といった基準があります。保安林に指定されますと、一定の施業上の要件がかかってくるということになります。

森林環境税とどこが違うのかということですが、森林環境税による施業の対象には保安林は入れておりませんが、その理由は、今説明しました施業要件とも絡んできますが、森林環境税による施業は 40%以上の強度間伐を行い、なおかつ後は植林等をせず自然更新に任せる、人工林の中に広葉樹が自然に生えてくるのを待つ、混交林化ということに特徴があります。以上の保安林と森林環境税の施業の違いから、保安林は森林環境税の対象から除いています。

保安林では治山事業が行われますが、この対象となると 100%公費で施業されます。ただ施業に当たっては地区指定が必要で、指定から施業まで時間がかかる、概

ね5年程度かかるという実情があります。その点、森林環境税の事業は毎年度の調査で対象森林がリスト化され、この委員会で決定されますと直ちに施業されます。

以上が保安林と森林環境税による事業の違いの説明となります。

村手森林局長：今保安林に指定していないところで所有者がやっていないところ、荒れている山はいっぱいありますので、そういった山をまず手をつけていって、保安林と見比べながらその必要性をまた課題としていきたいと思います。

飯國委員長：保安林だから手入れがちゃんとされている保証はないわけです。そういう意味では保安林は本当は守らないといけない森であってそこで今からやるような大規模な荒療治ができないという、制度そのものの問題があるのかなという気がしないでもない、保安林制度が今の山の状態にあっているのかなというところに話が戻ってくるとは思いますけれども、国のレベルの話ですから、今回こういうバイパス的な処理になったということだと思います。制度的なことは了解しました。

(平成15年度の事業の進捗状況、森林環境税の収入状況について事務局から説明)

(森林環境税に係る県民意識調査について)

飯國委員長：森林環境税は、理解と参加、所有者への働きかけと同時に実際に間伐を行う、健全な森への誘導ともう一つは意識の切り替え、上流と下流で次元の違うところはありますが、そういうところが大きな目標になっています。こうした意識の切り替えを目標に基金を作るということは今まであまりなかったのではないかというふうに思うのと、もう一つは5年間税金をもらって事業を行って結果どうかというときにその結果が計れないという従来にないようなスタイルの税金ですので、結果をどう計るかという問題が5年後に必ずや来るだろうということで、意識をアンケートで調査をする必要があるのではないかというふうに思います。実質的にはスタートしているわけですが、今の段階でのとりわけ下流の方の県民を中心にした森林に対する意識がどうなっているのかということをも今の段階でつかんでおいて、これから先の例えば中間3年ぐらいでもう一度、事業が終わってからもう一度、というようなことを考えています。これで変わってなければ失敗、減れば大失敗、趣旨はそういうことです。有権者、選挙人名簿が各市町村にありますので、そこから任意抽出をして、抽出をした中で2,000~3,000人くらいでとりあえずの動向はつかめるのではないかというふうに統計の本などをみるとそのくらいの数字ですけれども、そういうアンケートをしたい。そういうアンケートが必要なのかという議論と、3回やるのは多すぎるといった手法や中身の議論をお願いしたいと思います。もう少し詰めた段階で、もしアンケートをするのはOKということであれば、プレテストを県庁の中とか我々委員色々なところから来てらっしゃいますので、周りの方からコメントをいただくということは非常に大事なことだと思いますので、プレテストという形で実施させてもらって、その中で、実際読んだらこんな質問とか、これが

ないねとか出てくると思います。いかがでしょうか。

野島委員：ボランティアのことをうたってますけど、2,000 人で本当にボランティアの方にアンケートが行き当たるかどうか。

飯國委員長：少なすぎる？どのくらい、1万人？

松本委員：有権者はだいたい60万人弱ですので5,000~6,000人くらいでどうでしょう。

飯國委員長：数のところはもう一遍統計の専門家に聴いてみましょう。確かに6,000人くらいだと安心かと。

松本委員：統計的なことは分かりませんが、3,000人という数字は、少なく感じる。

飯國委員長：ボランティアに行き当たるには少なすぎるかもしれない。

石川委員：県でアンケートを実施した場合返ってくるのはどのくらいですか？

事務局：こうち山の日制定についてアンケートを山の日実行委員会で10万人規模で実施しまして、3万部を郵送ハガキ、後納郵便でしまして、7万部をチラシで小中学校、生協、量販店等で配りまして、11,300回答がありました。ただ、途中1,300の段階で中間集計をとりまして、そのときの結果と最終の結果に差はなかったという事例はあります。

村手森林局長：大部分は学校からの回答でした。一般の方ですと、もっと下がるのかと。

飯國委員長：我々の事例では3割戻ってくるんです。大豊町の棚田にいくら払いますか、というようなことをやったんですが、今までランダムサンプリングで県庁の方が郵送してきちんとしたフォームで返送用封筒も中にきちんと入れてというアンケート調査の経験があれば参考になる。

村手森林局長：こうち山の日にはPRに力を入れていたものですから、返ってくことに期待するというよりも、PRに力を入れていたということでちょっと趣旨が違うのかもしれない。

飯國委員長：水源税のときも同じで、運動論とアンケートが一緒になって、ちょっと違うんです。中立のところきちんと評価をしたいということなので。

山崎委員：この場合のアンケートは郵送して返してもらうんですね。それだったら結構回収率が高いんじゃないでしょうか。山の日ときはチラシでやって、窓口とかに結構置いたものですから、回収率が悪かったんで、名前あてでやると結構回収率が高いんじゃないかと思います。

松本委員：年齢分布は重要じゃないかと、3年後、5年後にやるんだったら、追跡できるような。

飯國委員長：この人たちがだんだんわかってきた、とそういうことですね。そこまで

見ようと思うともう少しサンプルがいるかもしれない。同じ人が5年後にどうか。

松本委員：5年後に同じ人に送り返すというのも一番いいかもしれない。

飯國委員長：ただ、このフォームでいうと、かなりの情報を説明しているので。これはこれで分かってもらったらいいんですけども。

松本委員：あと専門的なところを野島さんとかの意見を聴いて文章の表現とか用語の使い方は検討した方がいいかと。例えばQ6は間伐を現在知っていない人には、似たような林業作業を書いてどれを選ぶかというようにした方が、それに全く知らないといった表現を入れた方が知っているという意識と知っていることとは違うことがあるから。

戸梶委員：これを見たら多分書く気がしない。協力をお願いの文章そのものが漢字が多いし、圧迫感がある。調査票の方はきつい感じがある。詰まってるし、丸も入れにくいし、もっと柔らかく、文章が硬くて、一般人が入っていける感じが無い。

山崎委員：文そのものを短くした方がいいのかもしれない。

飯國委員長：活字を大きくして、スペースを空けるとか。

石川委員：もう少し易しい言葉で。

飯國委員長：山の日のキャラクターを入れるとか、そういうのは入れる必要があるかもしれない。そうすると訊く質問がものすごく少なくなるのは確か。

戸梶委員：A3にしてもいいんじゃないですか。広くゆったりした感じにしてくれたら書きやすいし、コメントも大きくしてくれたら書きやすい。

松本委員：4ページくらいにしたら。

飯國委員長：アンケートをすること自体はかまいませんか。あまり例のないことだとは思いますが。よろしいですか。

赤木森林局次長：運営委員会の名前が一切出てこないんですけども、運営委員会でやるという位置づけになると思うんですけども。

飯國委員長：それはおっしゃるとおりですね。

松本委員：県民税を払ってる人と払ってない人とで違うかと、例えば高齢の人、年金生活をしている人は県民税を払ってないんですけど、税の負担という関係でいうと、そこまでは抽出できないと思う。

飯國委員長：地方分権の流れもこの税は入っているんで、自分達で払った税がどこへ行くか、大事なことだと思う。税金そのものの仕組みとしてのアンケートということもいるかもしれませんが。

松本委員：森林環境税そのものをどうかという評価も。始まったときと終わったときで。

飯國委員長：税金の仕組みとしてどうか。森を守る、森との関係でどうか。訊きたいことは山ほどあるんですけど、一方では字数を減らすという。

事務局：アンケートをする時期の話ですが、実はもうシンポジウム、イベント等が間近に迫っております、その前にやるのがよりベターなのですが、選挙人名簿をランダムにというお話につきまして、個人情報保護制度委員会という諮問機関のOKをもらわないとできないというシステムがございますので、若干手続に時間がかかりますので、まずモニタリング調査のような形でアンケートの中身をチェックしたらという案もございます。

松本委員：県民の声ネットワークあたりで一回みてもらうと、割とスムーズにできるのでは。

飯國委員長：試験的に先行するという含めて考えましょう。

（平成16年度以降の事業内容について；委員を2グループに分けて事前にワークショップ形式（KJ法）でとりまとめた結果（別紙参照）を説明）

飯國委員長：事務局と委員の方から事前に意見を出していただいて、それをKJ法でまとめてどういう柱ができそうなのかという話を2時間かけてやりました。一つのポイントは、初めから枠を設けないということと、もう一つは事務局と委員と一緒に作るんだというスタンスを明確にしたいし、できるのではないかとということで今回は試行的にさせていただいた経緯があります。この中でこれから先の税金の大きな使い方の柱立てを見つけたいというふうに思っていますので、それぞれのグループの方でご報告をいただきたいですが。

（下村委員からグループの報告； 街の中に情報を発信していける何らかの情報発信施設があればいいのではないかと。情報発信施設を置くことによって子供達が環境教育をとおして自分達なりに山についての認識を深めたり、地域とのつながりを深められるのではないかと。PTAの役割が大きくなる。体験するフィールドの整備や、ソフト事業をうまく組み合わせていく。段々意識を高めながら山の日の事業を活用していく。ボランティアの支援につなげたり、山をなんとかしたいと真剣に考えている担い手をうまく活用する。両方をうまくつなぐような山番等を復活させるなり、活用していく。最終的に荒廃林を整備していく。街の中の駅を拠点にフィールドを作る、PTAが大きな役割、教育の中だけに閉じない。グループで最も重要だと考えたテーマは、街の中の森の駅、具体例を出すと、帯屋町等に空き店舗がたくさんあるので、そこに作る、色々な情報が集まり、子供達が自分で作った作品が置いてあったり、インターネットができるような場所の確保、それと絡めてPTAに活躍してもらい（PTAの森林環境活動補助）学校の中だけでやるのではなく、外で活動。PTAは色々な年代の方が集まっているのでその中の連携がうまくとれるようになれば自然と派生的に色々な方向に広がっていくのではないかと。）

（石川委員からグループの報告； ハード整備、情報発信（何らかの形で森のこと

を広く知ってもらふ) ボランティアが3本の柱。 双方向に関連あり。森林環境学習、体験ツアーのために情報発信。得た情報をフィードバック。ハード整備と間伐材利用、山番(森のカルテを作って、緑の公共事業で雇用促進。不在地主への情報伝達、地主対策地域管理などを山番にお願いする)が互いに関連。企業の参加を促すための情報発信。森林環境学習、体験ツアーの講師、山で文化的な催しをすることに関するボランティア。 ボランティアによるハード整備はそれほど力にはならないが、山のことを知ってもらうためには良い。本当に山のために必要なのは山番であるとかハード整備。グループで最も重要だと考えたテーマは、 水が減っていて、水を確保するために森が大事だという視点。森林環境税の限られたお金で森を整備してもちょっとの部分しかできないので、「溪畔林づくりと谷の回廊」、「国道沿線の荒廃林整備」といったモデル的な溪流(手入れがされていない所で、なおかつ街からアプローチのしやすい所を選定)で溪流沿いに強度間伐。ボランティアが参加もできるし、整備した結果谷筋がどんなふうに変わってくるか目に見える形でやってみること。 山の整備をしていくうえで不在地主や山の境界がわからないことがネックになっているので、不在地主への情報伝達や森のカルテづくり(境界線をはっきりして、何年ごろに植えて何年ごろに間伐したかを台帳で整理)をしておけば今後の山の整備の計画をたてやすいのではないかと。 情報発信が大事で、県の広報誌には毎掲載せるし、色々なメディアを活用して県民に広く知ってもらふ、森の駅に人を呼んで木に親しんでもらう。))

飯國委員長：基本的には情報の発信、ボランティア、森林環境教育、ハードの整備という大枠は共通しているのかなという気がします。情報の発信、次元が違うので並べるのがいいかどうかは分かりませんが、ボランティア、森林環境教育、山に入って間伐、場作りを含めてハードの整備。まだ模造紙の上ですので、どこのということがないんですが、先程溪流という話が出ましたが、実際は上下流というような地域を意識しながら、場として組んでいかないとだめだと思います。地域性ということが入ってくると思います。大きな柱と、いただいたアイデアの構造というのを事務局の方で提案をいただく、そんな感じでもよろしいでしょうか。できましたら、まだ中途ですけれども、最近森に関しての意識が高まっていますので、県民の方に投げても戻ってくる可能性がかなりあるのではないかと思いますので、そこで戻ってきた意見をもう一度組み直して、この委員会で11月上旬までくらいをめどになんとかまとめたい。山の日やシンポジウムなどにもここで元になった素案が出せれば出したい。広報もできたらしたい、というような形で、記者会見みたいなことも。

野島委員：全体的なイメージとしては皆さん方が言われることはよく分かるんですが、私の場合現場の第一線におりまして、荒廃林対策の取組は緊急性が非常に高いわけです。森林整備というものは遅れたら意味がないんです。ある時期に適切な管理を

していくということが荒廃森林の対策ということになって、だから新税によってまかなうというイメージを我々は持っています。その中で案としてはいいとは思いますが、山番制度というのが昔はあったんです。それが崩壊したからこんなことになったわけで、現実問題として山に入って、山番の人が居るかどうかという話も詰めてもらわないと、イメージだけでやってもなかなか、山番の人がいなくなったから今の森林荒廃につながったという事実もあるわけですし。全体的な流れとしては非常に大事なことですけれど、裏を返したら色々諸々の問題があるということも承知しておいていただきたいと思います。山番を作るというのは理想ですので出来れば作っていただくのが一番いいです。具体的に出来るかと言ったら、人がいないんです。

飯國委員長：山だけの林業の番が難しいとなれば、自然資源の管理、そういうふうを広げる。

野島委員：それと中山間対策、山間部というと農地も荒れてますし、荒れた家がどんどん発生してます。非常に幅が広すぎて難しい。

飯國委員長：自然資源の管理という意味では、農業とか林業の普及制度の見直しも兼ねて可能性がないのか、という気がずっとしているんですけども、可能性を追求はして、その中で決めていくということになると思いますので、よろしく願いします。

(事務局からスケジュールの説明、議事録署名人を津野委員、松本委員にお願いすることを決定)

飯國委員長：本日は熱心なご討議をどうもありがとうございました。閉会にします。

以上、この議事録が事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

同 上